

『裁判例からみる税務調査』

著者 酒井 克彦 著

発売日 2020年3月24日 発売

ページ数 / 判型 592ページ / A5判

定価 本体価格 3600円＋税

本書の内容

税務調査に関する重要裁判例 203 本を収録。裁判例の解説にあたっては、〔事案の概要〕、〔争点〕、〔判決の要旨〕、〔コメント〕の構成により裁判の論点を整理。実際の調査現場において法的理解に拠る対応を実践するため及び今後の税務調査の研究に欠かすことのできない一冊。

特色

- 税務調査に関する重要裁判例 203 本を収録し、それらの裁判例を通じて税務調査をめぐる諸問題を明示。
- 裁判例の解説にあたっては、論点を理解しやすいよう〔事案の概要〕、〔争点〕、〔判決の要旨〕、〔コメント〕の構成とし、当事者の主張・立証及び裁判所の判断を整理して詳解。第一審をはじめ控訴審、上告審までを網羅。
- 各章の脚注解説においては、収録裁判例及びその解説の更なる深い理解に有益な参考文献、論文等を数多く紹介。
- 「事例名称」「裁判所名」、「判決（決定）年月日」、「出典」を一覧表形式に整理した「裁判例・裁決例目次」を書籍冒頭に収録。また、巻末には判決（決定）日の順に整理された「裁判例・裁決例索引」を収録。確認したい裁判例を用途に応じて即時に検索可能。
- 税務調査を受ける納税義務者等、課税庁の調査担当者及び租税法研究者まで幅広く活用可能な必携書。

主要目次

〔第1章〕 税務調査についての基礎理解

はじめに

(1) 国税通則法が使用する概念

(2) 本書における用語法

I 税務調査の意義

1 申告納税制度と税務調査

2 税務調査の法的性格

(1) 3分類説と4分類説

(2) 純粹な任意調査

3 即時強制説と間接強制説

(1) 即時強制説

(2) 間接強制説

II 税務署長の裁量権

1 羈束裁量と自由裁量

2 裁量に対する制約

III 税務調査の種類

1 強制力に基づく分類— 任意調査と強制調査

2 調査の期間や程度に応じた分類— 一般・簡易・特別調査

(1) 一般調査

(2) 簡易調査

(3) 特別調査

3 調査場所等による分類— 内部・臨場・反面・金融機関調査等

(1) 内部調査

(2) 臨場調査

(3) 反面調査

(4) 金融機関調査

4 調査担当による分類— 税務署・国税局調査(料調・査察部等)

(1) 税務署調査

(2) 国税局調査

IV 一般調査の進行

(1) 事前通知

(2) 身分証明書及び質問検査章の提示等

(3) 質問事項への回答と帳簿書類の提示又は提出

(4) 帳簿書類の預かりと返還

(5) 反面調査

(6) 調査結果の内容の説明と修正申告や期限後申告の勧奨

(7) 更正又は決定

(8) 処分理由の記載

(9) 更正又は決定をすべきと認められない場合の通知

(10) 新たに得られた情報に基づく再調査

V 調査受忍義務

Check!1 質問検査権規定と犯罪構成要件規定

Check!2 荒川民商事件にみる一元説

〔第2章〕「調査」の意義

はじめに

I 更正・決定の前提としての「調査」

II 通達の取扱い

Check! 行政指導と「調査」

III 違法調査と更正処分の違法性

〔第3章〕質問検査権

はじめに

I 当該職員の質問検査権

II 質問検査権規定を巡る諸問題

1 質問検査権規定に基づく税務調査の目的

2 適正手続の保障と質問検査権行使

(1) 適正手続の保障

(2) 川崎民商事件

(3) 旧法人税法153条の違憲性が争われた事例

III 税務調査の必要性

〔第4章〕調査着手

はじめに

I 調査選定

1 調査選定・準備調査

2 スマート税務行政

(1) スマート化を目指して

(2) 令和元年6月「税務行政の将来像」

Ⅱ 事前通知

1 概要

2 平成 23 年 12 月税制改正前の税務運営方針・通達等における取扱い

3 税務職員の合理的裁量

4 国税通則法 74 条の 10 の適用

5 関与税理士への事前通知が争点となった事例

Ⅲ 調査理由の開示

Ⅳ 調査の必要性

1 調査について必要があるとき

2 個別的必要性和一般的必要性

(1) 個別的必要性説

(2) 一般的必要性説

Ⅴ 身分証明書・質問検査章の提示

Ⅵ 横目資料・情報連携

1 横目資料

2 情報連携

Ⅶ 税務運営方針と附帯決議

1 税務運営方針

2 附帯決議

〔第 5 章〕 プライバシー・秘密、守秘義務

はじめに

I プライバシー・秘密

II 守秘義務

1 税務職員の守秘義務

Check! 税務情報の保護

2 守秘義務の衝突

III 録音・撮影等

〔第 6 章〕 調査の立会い

はじめに

I 税理士による立会い

- Ⅱ 税理士以外の立会い
- Ⅲ 事前通知との関係

〔第7章〕 反面調査

はじめに

I 取引先調査

- 1 反面調査の意義
- 2 反面調査の根拠
- 3 荒川民商事件最高裁決定の射程範囲
 - (1) 問題関心
 - (2) 反面調査に荒川民商事件最高裁決定が及ぶとする見解
 - (3) 反面調査に荒川民商事件最高裁決定が及ばないとする見解
- 4 反面調査における補充性要件論

- (1) 補充性要件説
- (2) 補充性不要件説

Ⅱ 金融機関調査

〔第8章〕 推計課税

はじめに

I 推計課税の本質論 ―所得認定方法の違いか課税方式の違いか―

- 1 推計課税を間接証拠による認定方式とする裁判例
- 2 推計課税を実額課税とは別の課税方式とする裁判例
- 3 推計課税を巡る裁判例の多様性

Ⅱ 推計課税の必要性

- 1 推計課税の必要性の本質
 - (1) 推計の必要性を手続要件とみる考え方
 - (2) 所得認定の違いにすぎないとする考え方
 - (3) 中間的な考え方
 - (4) 検討
- 2 推計の必要性の具体的要件
- 3 帳簿や書類を備え付けている者に対する推計課税の必要性
- 4 青色申告承認の取消事由と推計の必要性要件

- (1) 所得税法 150 条 1 項及び法人税法 127 条 1 項
- (2) 青色申告承認取消事由
- (3) 青色申告承認取消事由と推計の必要性要件
- 5 帳簿書類を適正に保存している白色申告者に対する推計課税
- 6 調査努力
- Ⅲ 明文の規定なき推計課税の適法性
 - 1 問題点の所在
 - 2 推計課税と実体法上の規定
 - (1) 最高裁昭和 39 年 11 月 13 日第二小法廷判決
 - (2) 実額近似値に対する課税と実体法上の規定
 - 3 消費税の転嫁と推計課税
- Check! 間接税事例の検証
- 4 明文の規定なき消費税法における推計課税の適法性
- 5 所得課税の推計に用いた資料によって消費税推計課税を行うことの可否
- Ⅳ 推計課税の合理性
 - 1 推計課税における合理性の要請 —推計結果の合理性か推計方法の合理性か—
 -
 - 2 一応の合理性
 - 3 推計に対する信頼度
 - (1) 合理性と同業者率
 - (2) 平均値の意義 —普遍性と類似性—
 - (3) 同業者の件数の合理性を判断した事例の検討
 - (4) 選定件数の合理性
 - (5) 同業者抽出作業の正確性
 - (6) 比準同業者との同一地域に係る類似性 —近接性—
- Ⅴ 源泉徴収に係る推計課税制度の創設

〔第 9 章〕青色申告の承認の取消し

はじめに

- I 法令の規定
- II 通達の取扱い
- Ⅲ 青色申告承認取消しの要件
 - 1 第一要件〔財務省令の定める帳簿書類の保存等〕
 - 2 第二要件〔税務署長の指示〕

3 第三要件〔隠蔽・仮装による記載等〕

IV 通知書の理由附記

〔第10章〕 調査終結

はじめに

I 提出物件の留置き及び返還

II 修正申告の勧奨

1 修正申告の勧奨の理論的説明と実際

(1) 修正申告書の法的性質

(2) 修正申告の勧奨の法的性格

2 修正申告の不勧奨

3 修正申告の勧奨を巡る裁判例

4 納税者以外の者による提出を巡る問題

(1) 代理人による行為

(2) 税理士事務所職員による提出

(3) 納税者の家族による提出

5 修正申告の錯誤無効

III 調査終結宣言

レベルアップ! 惑わし勧奨問題

〔第11章〕 加算税

はじめに

I 「更正の予知」のない修正申告

1 自発的な是正措置の歓迎

2 政府に手数をかけさせない是正の奨励

II 「更正の予知」の時期

1 自主修正申告の時期と「更正の予知」

2 調査着手説

3 端緒把握説

4 不適正事項発見説

III 更正の予知と加算税免除

〔第 12 章〕 専門家の責任と権限

はじめに

- I 税務調査における税理士の責任
- II 税理士代理権侵害

〔参考〕

- ・平成 30 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況
- ・平成 30 事務年度 法人税等調査事績の概要
- ・平成 30 事務年度における相続税の調査等の状況

- 事項索引
- 裁判例・裁決例索引